

## 【 検査 】

## 695 超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）（婦人科領域）の算定について

《令和7年10月31日》

## ○ 取扱い

- ① 婦人科領域における次の傷病名に対するD215「2」「ロ」（1）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められる。
  - (1) 子宮体癌（初診時（診断時））
  - (2) 子宮内膜ポリープ
  - (3) 子宮内膜症（薬物療法投薬期間以外）
  - (4) 子宮内膜増殖症
  - (5) 骨盤内腫瘍
  - (6) ダグラス窩膿瘍
- ② 婦人科領域における次の傷病名に対するD215「2」「ロ」（1）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）の算定は、原則として認められない。
  - (1) 細菌性膣炎
  - (2) 子宮付属器炎及び子宮周囲炎

## ○ 取扱いを作成した根拠等

婦人科領域における①の傷病名に対する超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）は、次のとおり臨床的有用性が高いと考えられる。

子宮内膜疾患や骨盤内腫瘍に対しては、子宮内膜の厚さ、病変の位置や広がり等を把握する目的で、直腸と子宮間の腹膜腔に膿が貯留するダグラス窩膿瘍に対しては、膿の有無を確認する目的で本検査を実施する。

一方、上記②の傷病名に対する超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）は、次のとおり臨床的有用性が低いと考えられる。

細菌性膣炎は、膣内の細菌叢（フローラ）のバランスが崩れることにより生じ、膣分泌物の視診、pH測定、細菌顕微鏡検査により診断し、子宮付属器炎及び子宮周囲炎は、病原菌の感染により卵巣や卵管に炎症が生じた状態で、血液検査や細菌検査により炎症反応や原因菌を特定し診断することが一般的であり、当該検査の必要性は低いと判断される。

以上のことから、婦人科領域におけるD215「2」「ロ」（1）超音波検査（断層撮影法）（胸腹部）について、①の傷病名に対する算定は原則として認められるが、②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。